

金沢医科大学

動物実験に関する情報公開

平成29年度

動物実験に関する情報

金沢医科大学動物実験規程	・・・	1～14
金沢医科大学動物実験に関する施設利用細則	・・・	15～17
平成28年度動物実験に関する自己点検・評価報告	・・・	18～25
実験動物飼養保管施設	・・・	26
平成28年度教育訓練実績	・・・	27
		以上

金沢医科大学動物実験規程

前文

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、平成26年5月改正）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号、平成25年環境省告示第84号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

第1章 総則

（趣旨及び基本原則）

第1条 この規程は、金沢医科大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- （2）飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- （3）実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- （4）施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- （5）実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- （6）動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- （7）動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。

- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者（専任教員など）をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類等の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認するものとする。

第3章 組織

第4条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を最終的な責任者として統轄する。

- 2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、

その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4章 動物実験委員会

（委員会の役割）

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- （1）動物実験計画が指針等及び本規程に適合していること
- （2）動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- （3）施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- （4）動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- （5）自己点検・評価に関すること
- （6）その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

（委員会の構成等）

第6条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- （1）総合医学研究所共同利用センター長
 - （2）動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
 - （3）実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
 - （4）その他学識経験を有する者 若干名
 - （5）その他学長が必要と認めた者 若干名
- 2 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることはできない。
 - 3 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
 - 4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意

見を聴くことができる。

5 委員会は、委員の過半数以上の出席により成立する。

6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、総合医学研究所共同利用センター長をもってこれにあてる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 学長は、第6条第1項に掲げる者を委員に任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(担当事務)

第9条 委員会に関する事務は、研究推進課が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第10条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出するものとする。また、動物実験計画を変更等する場合、所定の動物実験計画(変更)承認申請書を学長に提出するものとする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
 - (6) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。
 - 3 動物実験責任者は、動物実験計画及び動物実験計画の変更等について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
 - 4 学長は、動物実験実施者が本規程の定め著しく逸脱した場合には、委員会に諮問の上、当該動物実験を差し止めることができる。
- (実験操作)
- 第11条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
 - (3) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
 - (4) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (5) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物の種類と数、計画からの変更の有無、成果等について管理者及び学長に報告しなければならない。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアル（標準操作手順）等の作成と周知)

第12条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアル等を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させるものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第13条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(実験動物の導入)

第14条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫及び隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第15条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態及び習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(健康管理)

第16条 管理者等は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。

2 管理者等は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うものとする。

3 管理者等は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第17条 管理者等は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養保管する場合、可能な範囲で、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第18条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存するものとする。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第19条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、及び感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第20条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

第7章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第21条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定するものとする。

(飼養保管施設の要件)

第22条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

(2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。

(3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(6) 実験動物管理者がおかれていること。

(実験室の設置)

第23条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合、管理者が所定の「実験室設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定するものとする。

3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。

（実験室の要件）

第24条 実験室は、以下の要件を満たすものとする。

（1）実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

（2）排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

（3）常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（施設等の維持管理及び改善）

第25条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

（施設等の廃止）

第26条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の「施設等廃止届」を学長に届け出るものとする。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

第8章 安全管理

(危害防止)

第27条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡するものとする。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じるものとする。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めるものとする。

5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第28条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

第9章 教育訓練

第29条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けるものとする。

- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項

(5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

- 2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

第10章 自己点検・評価・検証

第30条 学長は、委員会に、飼養保管基準及び基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第11章 情報公開

第31条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の情報）を毎年1回程度公表するものとする。

第12章 補則

(準用)

第32条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第33条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産

に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る）の飼養又は保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規程を適用しない。ただし、上記の目的であっても、外科的措置を施して研究を行う場合、薬理学実験による研究を行う場合及び解剖学、生理学、病理学等の基礎科学の教育、実習に供する場合なども本規程の適用を受ける。

なお、畜産動物については、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（平成25年環境省告示85号）」、生態の観察については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成19年環境省告示104号）」に準じて行うものとする。

（雑則）

第34条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

（規程の改廃）

第35条 この規程の改廃は、委員会の審議を経て、学長の承認を得て行う。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成28年11月25日から施行する。
- 2 平成5年4月1日施行の金沢医科大学動物実験指針は、本改正により金沢医科大学動物実験規程とする。
- 3 平成5年4月1日施行の金沢医科大学動物実験委員会規程は、本規程の制定により廃止する。

金沢医科大学動物実験に関する施設利用細則

(利用者)

第1条 本学の動物実験施設を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員、大学院生、研究生及び専修生
- (2) 上記以外の者で学長の承認を得た者

(利用時間)

第2条 本学の動物実験施設の利用時間は次のとおりとする。

- (1) 平日 午前8時45分から午後7時15分まで
- (2) 土曜日 午前8時45分から午後5時30分まで
- (3) 日曜・祝日 午前8時45分から午後5時まで

なお、時間外の実験動物室の利用方法については別に定める。

(連絡会議)

第3条 各教室から1名の連絡委員を選出し、動物実験施設の円滑な運営を行うため連絡会議を開催する。

2 連絡会議の議長は、総合医学研究所共同利用センター長をもってこれにあてる。

(動物の購入申込み及び搬入)

第4条 動物の購入申込み及び搬入に際しては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の購入は、事前に動物飼育申請書に必要事項を記入のうえ、部門長の承認を得た後搬入指定日を確認し、研究推進課(総合医学研究所担当)まで提出しなければならない。
- (2) 業者から購入したSPF動物の飼育室内搬入は、動物実験責任者立ち会いのもと飼養者が行う。
- (3) 動物実験責任者は動物の搬入に際し、検疫その他必要事項

について責任をもって確認又は実施しなければならない。ただし、この作業は飼養者に委託することができる。

(4) 特殊な系統・動物種の購入及び搬入に際し、動物実験責任者が購入調達をするとともに搬入に際して責任をもたねばならない。

(5) 動物実験責任者は、搬入動物について各自の所属講座名・氏名等必要事項を明記したラベルをケージに付ける。直接ケージにマジック等で記入してはならない。

(動物の飼育・管理及び実験終了後の処置)

第5条 動物の飼育・管理は原則として飼養者が行うが、特殊な系統・動物種については動物実験責任者が行わなければならない。

2 特殊な系統・動物種の飼育・管理については総合医学研究所共同利用センター長の許可を必要とする。

3 実験終了後は、無意味な長期飼育は避け、実験計画に従い速やかに処分しなければならない。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、動物実験委員会の審議を経て、総合医学研究所長の承認を得て行う。

附 則

この細則は、平成5年6月1日より施行する。

附 則

この改正細則は、平成23年1月1日より施行する

附 則

この改正細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成28年11月25日から施行する。

2 平成5年6月1日施行の金沢医科大学動物飼育センター利用細則は本改正により廃止する。

動物実験に関する自己点検・評価報告書

平成 28 年度

金沢医科大学

平成 29 年 7 月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 <input checked="" type="checkbox"/> 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 金沢医科大学動物実験規程 金沢医科大学動物実験委員会規程 動物実験に関する施設利用細則
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 昨年度の指摘事項である、指針の規程への変更については修正を行った。一部の規程および運用について、部分的に改善の余地がある。
4) 改善の方針、達成予定時期 昨年度より関連委員会の規程の修正および改善が進んでおり、平成30年度中に全ての指摘箇所に関しての改善する予定である。

2. 動物実験委員会

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料 金沢医科大学動物実験委員会規程 金沢医科大学動物実験委員会名簿 金沢医科大学動物実験委員会議事録
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 昨年度の指摘事項であった「委員会構成に関する機関内規程および動物実験委員会規程等に明記されていない」に対して対応し、委員会構成に関する項目が明記されており、適正に対応されている。
4) 改善の方針、達成予定時期

3. 動物実験の実施体制

1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。 <input checked="" type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 動物実験計画書 動物実験結果報告書 飼養保管施設設置承認申請書 実験室設置承認申請書 動物実験終了・中止報告書 施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届 動物実験委員会議事録
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 動物実験計画書の様式に一部改善すべき点が認められた。
4) 改善の方針、達成予定時期 平成30年度中に動物実験委員会において、動物実験計画書の改訂を行う。

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。 <input checked="" type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料 金沢医科大学動物実験標準操作手順書 組換え DNA 実験に関する規程
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 施設老朽化による飼育環境の劣化が一部で認められる。また学内の実験動物の飼養保管施設が点在していることで、より一層の管理体制の改善が求められる。
4) 改善の方針、達成予定時期 現時点での対応は困難であるが、将来的に集約可能な施設の建設に関して検討を始める。

5. 実験動物の飼養保管の体制

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 飼養保管施設設置承認申請書 実験室設置承認申請書 動物実験終了・中止報告書 施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届 金沢医科大学動物実験標準操作手順書 動物実験委員会議事録
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 飼養保管施設の管理運営および利用に関する標準操作手順書が策定されており、適正に運用されている。
4) 改善の方針、達成予定時期

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

学内外の動物実験に関する有識者（獣医師を含む）による実験動物の飼養保管施設および動物実験委員会の点検の実施体制が整備されており、適正な動物実験実施体制を維持することができる。

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に機能している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 動物実験委員会議事録

<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 動物実験委員会による内部点検が実施されている。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p>

2. 動物実験の実施状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料 動物実験委員会議事録 動物実験報告書</p>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 動物実験の点検委員として学外の有識者（獣医師を含む）を招聘し、巡視を実施していることから、適正な動物実験が行われていると判断できる。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p>

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。
<p>2) 自己点検の対象とした資料 動物個体を用いる組換え DNA 実験（承認済み）報告書</p>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p>

平成30年度において、老朽化施設での飼育を一時停止し、設備の修繕後に再開することで対応する。飼養保管施設の集約化は現状では困難であるが、将来的に本学で飼育されている実験動物の全てが収容可能な施設建設の検討を始める。

4) 改善の方針、達成予定時期

4. 実験動物の飼養保管状況

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

金沢医科大学動物実験標準操作手順書
飼育申請書
飼育状況 搬入・処分数等
動物飼育数（臨床研究棟および基礎研究棟）
搬入動物の微生物学的モニタリング検査結果
飼養保管施設の微生物モニタリング検査結果

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

4) 改善の方針、達成予定時期

5. 施設等の維持管理の状況

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

オートクレーブ（労基署への報告）
設置機器（管理維持）ファイル：水処理装置およびイヌオートスクレイパー
業務日誌（臨床研究棟および基礎研究棟）

<p>カードキー入退室記録 入退室記録ノート 飼育室の飼育環境記録（温度、湿度、換気等）</p>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p>

6. 教育訓練の実施状況

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料 組換え DNA 実験・動物実験教育訓練 実験動物管理者等研修資料</p>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p>

7. 自己点検・評価、情報公開

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
<p>2) 自己点検の対象とした資料 ホームページ 内部点検評価票 動物実験に関する自己点検評価報告書</p>

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

4) 改善の方針、達成予定時期

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

○平成 28 年度

動物実験審査件数 122 件

審査後承認件数 122 件

○金沢医科大学 動物実験委員会 構成

教授 6 名、嘱託教授 1 名、准教授 2 名、講師 2 名、技術員 1 名 計 12 名

○年間使用動物数

マウス	8,612 匹	
ラット	1,891 匹	
ウサギ	241 匹	
モルモット	20 匹	
イヌ	39 匹	計 10,803 匹

総合医学研究所 共同利用センター動物実験施設				
建物		部屋番号	動物種	備考
臨床研究棟	7階	731	マウス	
		733	ラット・ハムスター	
		734	ラット	
	8階	818	ウサギ・モルモット	
		819	ブタ	
		821	ラット	
		822	イヌ	
	基礎研究棟	3階	動物飼育室 (動物実験室)	マウス・ラット
5階		動物飼育室	マウス	
新設 1階地下		101	マウス	
		102	マウス	
既存地下 1階		101	ラット	新設101とは別の部屋
		102	マウス	新設102とは別の部屋
		103	マウス	
		104	ウサギ	
		105	ウサギ	
		108	マウス	
		109	マウス	
		マウス室	マウス	地下1階脳エソロジー室
		ラット室	ラット	地下1階脳エソロジー室
別棟		感染動物室	感染動物飼育室	マウス・ラット

平成 28 年度動物実験教育訓練

1. 開催日時及び場所

第 1 回目	日 時：平成 28 年 5 月 30 日（月）	16:00～17:00	講師：田崎
	場 所：基礎研究棟 5 階 D 5 1 講義室		受講者数：127 人
第 2 回目	録画上映会① DVD		
	日 時：平成 28 年 6 月 13 日（月）	15:00～16:00	
	場 所：基礎研究棟 2 階 会議室		受講者数：9 人
第 3 回目	録画上映会② DVD		
	日 時：平成 28 年 6 月 17 日（金）	17:30～18:30	
	場 所：基礎研究棟 2 階 会議室		受講者数：9 人
第 4 回目	録画上映会③ DVD		
	日 時：平成 28 年 6 月 22 日（水）	11:00～12:00	
	場 所：基礎研究棟 2 階 会議室		受講者数：12 人
第 5 回目	録画上映会④ DVD		
	日 時：平成 28 年 6 月 23 日（木）	16:30～17:30	
	場 所：基礎研究棟 2 階 会議室		受講者数：7 人
第 6 回目	英語版		
	日 時：平成 28 年 7 月 21 日（木）	17:00～18:00	講師：田崎
	場 所：基礎研究棟 2 階 会議室		受講者数：6 人

*ビデオ・オン・デマンドによる教育訓練の実施

視聴後レポート提出：55 人

2. 教育研修内容

- (1) 動物実験に関わる関連法規及び福祉について
- (2) 金沢医科大学で動物実験を行うためには
 - ・実験動物施設の利用について
 - ・必要な申請書類について
 - ・動物を購入または導入する際の注意点
 - ・緊急時の対応について

3. 講師

田崎 隆史 准教授（共同利用センター動物管理室）